

湯河原町告示第48号

湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

湯河原町長 内 藤 喜 文

湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入等に必要な経費の全部又は一部について、予算の範囲内で湯河原町宿泊税システム整備費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、湯河原町補助金等交付規則（昭和43年湯河原町規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、湯河原町宿泊税条例（令和7年湯河原町条例第16号。以下「条例」という。）で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第9条第1項の規定により補助金の交付決定通知書を受けた者をいう。
- (2) 補助事業 第9条第1項の規定により補助金の交付決定通知書を受けた事業をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 宿泊施設を町内に設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業を行っていること。
- (2) 条例第8条第1項の規定により、同項の申告書を町長に提出していること。
- (3) 町税等（湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例（平成20年湯

河原町条例第1号)第2条第1号に規定する町税等をいう。以下同じ。)に滞納がないこと。

- (4) 湯河原町暴力団排除条例(平成23年湯河原町条例第13号)第2条第4号及び第5号に規定する暴力団員等及び暴力団経営支配法人等に該当しないこと。

2 前項の規定の適用については、補助金の交付を受けようとする者に納期限を過ぎても納付されない町税等があった場合において、地方税法に定める徴収の緩和制度を受けていること又は分割納付が行われていることが確認できたときは、当該者は同項第3号に掲げる要件を満たすものとみなす。

(町税等の未納がないことの確認)

第4条 前条第1項第3号に掲げる要件は、町長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて町税等の納付状況を調査することにより確認するものとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、宿泊税導入に伴い発生する事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) レジシステムの改修及び構築
- (2) ハードウェア及びソフトウェアの購入
- (3) 施設パンフレット及びポスターの修正
- (4) 施設ホームページの修正

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、令和8年6月1日までにを行った補助対象事業の実施に要した経費とする。ただし、次に掲げるものは対象外とする。

- (1) 国、県及び町並びにこれらに準ずる団体からの補助又は助成を受けた経費
- (2) 消費税及び地方消費税
- (3) 今後恒久的にかかる使用料や保守料
- (4) 人件費、公債費、交通費、宿泊費、飲食費その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に相当する金額で、1補助事業者当たり50万円を上限とする。ただし、町長が必要と認める場合にはこの限りではない。

2 補助金の額の算定において、1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(交付の申請)

第8条 規則第6条の規定による交付の申請は、湯河原町宿泊税システム整備費

等補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費内訳書（様式第1号の2）
- (2) 補助対象経費の見積書等の写し
- (3) 町税等納付状況確認同意書（様式第1号の3）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の受付期間は、特別徴収義務者申告書提出後から令和8年2月2日までとする。

（交付の決定等）

第9条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、補助金の交付の可否を決定するものとし、規則第8条の規定による決定通知は、湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付決定通知書（様式第2号）（以下「補助金交付決定通知書」という。）又は湯河原町宿泊税システム整備費等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定について条件を付すことができる。

（補助対象事業の着手等）

第10条 補助対象事業の実施に必要な申込手続等については、前条の交付の決定前に行うことを妨げない。

（変更承認の申請等）

第11条 補助事業者は、補助金交付決定通知書を受けた後申請内容を変更しようとする場合は、湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付事業変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、受理後14日以内に当該変更承認申請内容の審査を行い、その結果を湯河原町宿泊税システム整備費等補助金変更（承認・不承認）通知書（様式第5号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、湯河原町宿泊税システム整備費等補助金補助事業中止（廃止）申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、令和8年4月1日から令和8年6月30日までに、湯河原町宿泊税システム整備費等補助金事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費明細書（様式第7号の2）
- (2) 補助対象経費の領収書等の写し
- (3) 補助対象経費の納品書、作業完了報告書等の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第14条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、湯河原町宿泊税システム整備費等補助金確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付請求書(様式第9号)を、前条の規定による確定通知を受けた日から14日を経過する日又は令和8年7月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、受理後30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に基づく町長の指示に違反したとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき。
- (5) 補助事業を中止したとき。
- (6) 補助事業を遂行する見通しがなくなったとき。
- (7) その他町長が補助金を交付すること又は交付したことが不適當であると認めるとき。

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により返還を請求する場合は、湯河原町宿泊税システム整備費等補助金返還請求書(様式第10号)により通知するものとする。

(財産の処分の制限等)

第18条 補助事業者は、令和14年3月31日以前に次の各号のいずれかに該当したときは、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするとき。

(2) 補助事業により取得した財産を目的外に使用するとき、又は譲渡、交換、貸付け若しくは担保に供しようとするとき。

2 前項の承認を受けようとするときは、湯河原町宿泊税システム整備費等補助金財産処分承認申請書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による承認は、書面により行うものとする。

4 補助事業者は、第1項第1号に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（立入検査等）

第19条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は指定する職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 町長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（書類の整備等）

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第21条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

（この要綱の失効）

2 この告示は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。

湯河原町長 様

郵便番号 〒 —
本店所在地
事業者 又は住民登録地
ふりがな
法 人 名
代表者 役 職
ふりがな
氏 名

湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付申請書

湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱第8条第1項の規定により、補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額	金 円
補助上限額(50万円)を超えてしまう理由	

添付書類

- 1 補助対象経費内訳書 (様式第1号の2)
- 2 補助対象経費の見積書等の写し
- 3 町税等納付状況確認同意書 (様式第1号の3)
- 4 その他町長が必要と認める書類

様式第1号の2 (第8条関係)

補助対象経費内訳書

1 宿泊施設の概要^{※1}

宿泊施設名		
所在地		
連絡先	【部署名】 【電話】 【E-mail】	【担当者名】 【FAX】

2 事業の概要

レジシステム 改修・構築	システム名又は事業名	
	事業内容	
	改修・構築予定日	
	補助対象経費：A (税 抜)	円
ハードウェア 購入	購入機器	
	納品予定日	
	補助対象経費：B (税 抜)	円
ソフトウェア 購入	購入ソフトウェア	
	取得予定日	
	補助対象経費：C (税 抜)	円
施設パンフレ ット、ポスタ ーの修正	修正予定印刷物	
	修正予定内容	
	修正予定日	
	補助対象経費：D (税 抜)	円
施設ホームペ ージの修正	修正予定ホームページ	
	修正予定内容	
	修正予定日	
	補助対象経費：E (税 抜)	円
申請額 ^{※2} ：A+B+C+D+E		円

※1 複数の宿泊施設をまとめて申請する場合は、施設毎に事業内容書を作成すること。

※2 「申請額」は、補助対象経費合計額(税抜)の千円未満を切り捨てて記載すること。

湯河原町長 様

補助事業者 住所又は所在地
ふりがな
氏名又は名称

(署名又は記名押印)

町税等納付状況確認同意書

宿泊税システム整備費等補助金の交付を受けるに当たり、私(法人(団体)を含む。)の湯河原町町税等納付状況(税目・税額・申告の有無等)を湯河原町長が確認することに

同意します

同意しません

※該当するものを○で囲んでください。同意する場合は、納付状況の確認に際し、申請者を特定するために次の必要な情報について記入をお願いします。

個人の場合

・生年月日(年 月 日)

※個人事業主の方は次の2点についても記入をお願いします。

・事業所所在地

(申請者と同一の場合は記入不要) _____

・事業所名称・屋号

法人格を有する場合

・本店や主たる事務所の所在地

(申請者と同一の場合は記入不要) _____

・本店や主たる事務所の名称

(申請者と同一の場合は記入不要) _____

・法人番号(13桁)

※同意されない場合には、町税については、町税の課税の有無にかかわらず、「町税の滞納がないことの証明書」(申請日前30日以内に交付を受けたものに限ります。)を添付して申請してください(1通300円の手数料が必要です。)

また、湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例に記載の町税以外のものについては、未納がないことが確認できるものの写しを添付してください。

様

湯河原町長

湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の補助金について、湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱第9条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり条件を付して交付することに決定しましたので通知します。

交付決定額	金 円（予定）
交付の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 湯河原町補助金等交付規則及び湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱並びに補助金の交付の決定の内容と以下の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行ってください。 2 補助事業に要する経費、経費の配分又は補助事業の内容の変更をするとき、及び補助事業を中止するときは、町長に申請し、その承認を受けてください。 3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、町長に報告してその指示を受けてください。 4 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。 (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に基づく町長の指示に違反したとき。 (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。 (4) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき。 (5) 補助事業を中止したとき。 (6) 補助事業を遂行する見通しがなくなったとき。 (7) その他町長が補助金を交付すること又は交付したことが不適當であると認めたとき。
備 考	<p>～</p>

第 年 月 日 号

様

湯河原町長

湯河原町宿泊税システム整備費等補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました湯河原町宿泊税システム整備費等補助金については、湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、交付しないこととなりましたので、通知します。

不交付理由	
-------	--

湯河原町長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称

湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定通知がありました標記の補助金について、次のとおり変更したいので、湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

事業の種類	
変更の内容	
変更の理由	

添付書類

- 1 交付申請書（様式第1号）の添付書類のうち変更に係る書類
- 2 その他必要な書類

様

湯河原町長

湯河原町宿泊税システム整備費等補助金変更（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付事業変更承認申請書については、湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり通知します。

事業の種類	
交付決定額	金 円
承認の内容	次のとおり事業を変更すること。
不承認の理由	

湯河原町長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称

湯河原町宿泊税システム整備費等補助金補助事業中止（廃止）申請書

年 月 日付け 第 号で承認決定の通知がありました補助事業について、次の理由により中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

指定番号	
宿泊施設名	
交付申請額	金 円
中止（廃止）理由	

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

湯河原町長 様

住所又は所在地
氏名又は名称

湯河原町宿泊税システム整備費等補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定がありました標記補助金に係る事業実績について、湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

実績報告額	金	円
交付申請額	金	円

添付書類

- 1 補助対象経費明細書（様式第7号の2）
- 2 執行方法が分かる書類
- 3 補助対象経費の領収書等の写し
- 4 補助対象経費の納品書、作業完了報告書等の写し
- 5 その他町長が必要と認める書類

様式第7号の2（第13条関係）

補助対象経費明細書

1 宿泊施設の概要※1

宿泊施設名		
所在地		
連絡先	【部署名】	【担当者名】
	【電話】	【FAX】
	【E-mail】	

2 事業の概要

レジシステム 改修・構築	システム名又は事業名	
	事業内容	
	改修・構築完了日	
	補助対象経費：A (税 抜)	円
ハードウェア 購入	購入機器	
	納品日	
	補助対象経費：B (税 抜)	円
ソフトウェア 購入	購入ソフトウェア	
	取得日	
	補助対象経費：C (税 抜)	円
施設パンフレ ット、ポスタ ーの修正	修正印刷物	
	修正内容	
	修正日	
	補助対象経費：D (税 抜)	円
施設ホームペ ージの修正	修正ホームページ	
	修正内容	
	修正日	
	補助対象経費：E (税 抜)	円
報告額※2：A+B+C+D+E		円

※1 複数の宿泊施設をまとめて報告する場合は、施設毎に実績報告書を作成すること。

※2 「報告額」は、補助対象経費合計額（税抜）の千円未満を切り捨てて記載すること。

様式第8号（第14条関係）

第 年 月 日
号

様

湯河原町長

湯河原町宿泊税システム整備費等補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

事業の種類	
交付確定額	金 円
その他	年 月 日までに補助金交付請求書を提出してください。

年 月 日

湯河原町長 様

住所又は所在地
氏名又は名称

湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知がありました
標記の補助金について、湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱
第15条第2項の規定により、次のとおり請求します。

請求金額	十	万	千	百	十	円
------	---	---	---	---	---	---

内		訳				
品名	規格	単位	数量	単価	金額	
補助金 第 号		式	1	円	円	
合 計						
次の口座に お振り込み ください。	振 込 先 銀 行	銀行・信用金庫 信用組合・農協				本店・支店 出張所
		1 普通 2 当座	口座 番号			
	ゆうちょ銀行の時、振込口座番 号がわからない場合は記号番号 をご記入ください。		1	0-		1
	口 座 名 義	フリガナ				

様式第10号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

湯河原町長

湯河原町宿泊税システム整備費等補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、湯河原町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱第17条第2項の規定により、返還を請求します。

返還金額	円
返還理由	
返還期限	年 月 日
返還方法	同封の納付書により返還すること。

様式第11号（第18条関係）

年 月 日

湯河原町長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称

湯河原町宿泊税システム整備費等補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定された湯河原町宿泊税システム整備費等補助金により取得した財産を次のとおり処分したので、承認されるよう申請します。

取得財産の名称及び取得年月日	
取得価格及び時価	
処分の理由	
処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること。）	